第三項第四号	法人税額（法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額	所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第四十条第四項において準用する法
［略］	［略］	所得税の額の計算の基礎となつた所得

3　地方税法施行規則第七条第二項の規定は、令第三十三条第七項において準用する地方税法施行令第三十五条の四の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第七条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	政令第三十五条の四の二第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号。以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十三条第七項において準用する政令第三十五条の四の二第三項に
第二項第一号	法第七十二条の五十七の二第一項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第二項第二号	法第七十二条の五十七の二第一項	外国居住者等所得相互免除法第四十条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項
	第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）	第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第十六項第一号
	前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相	外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいい、事業を行う個人に限る。）の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三十七条第一項に規

［新設］

第三項第四号	法人税額（法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額	所得税の額（法第四十条第四項において準用する法
［同上］	［同上］	所得税の額